

名 称		みなよし台地区計画（平成22年12月24日みよし市告示第49号）			
位 置		みよし市明知町多羅釜並びに打越町三百目及び畦違の各一部			
面 積		約5.1ha			
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市中心部より南東方向約2kmに位置し、現在、民間の住宅団地造成により、道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が進められている。</p> <p>そこで、本計画では、この事業効果の維持増進を図り、事業後に予想される敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある低層住宅地を計画的に誘導し、良好な市街地の形成を図る。</p>			
	土地利用の方針	<p>《低層住宅地区》 一戸建て専用住宅を主体とした良好な住環境を確保・維持していく。</p> <p>《沿道利用地区》 市道明知新屋線沿道については、住宅及び地区住民の利便性を高めるような店舗等を規制の範囲内で、認めるものとする。</p>			
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境を維持・増進させるため、建築物の用途の制限、建築物の敷地・高さの制限等により、必要な規制と誘導を図る。			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	沿道利用地区	
		地区の面積	約4.6ha	約0.5ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。		
			<p>1. 専用住宅（1戸建て）</p> <p>2. 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）</p>	<p>1. 住宅（長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>2. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の5の2で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>3. 污水处理場の機械室その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>4. 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）</p>	
		建築物の容積率の最高限度	$\frac{10}{10}$		
		建築物の建ぺい率の最高限度	$\frac{6}{10}$		
建築物の敷地面積の最低限度	180㎡				

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という）から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という）は、1 m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1. 物置、書庫、その他これらに類する用途に供し軒の高さが2.5 m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12 m²以内のもの</p> <p>2. 地下が設けられている建築物の地下部分、建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	10 m
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1 m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6 m以下のものに限る。）としなければならない。ただし、門塀にあつては、当該部分の道路からの見附面積が5 m²以下のものはこの限りでない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>道路に面する敷地内の擁壁からのはね出し等の構造物を作つてはならない。</p>

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」